

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 2 年 7 月 17 日 (金曜日)

定期 第 123 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部三六三円(消費税及び地方消費税込み)

目次	ページ	
○規則		特定非営利活動法人の定款の変更認証申請 (政策・NPO協働推進課) 420
神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則 (環境農政・環境計画課)	419	都市計画の図書の写しの縦覧 (9件) (県土整備・都市計画課) 420
○告示		土地区画整理組合の理事の氏名等の届出 (県土整備・都市整備課) 421
公印の新調 (総務・文書課)	419	建築基準法による用途許可に係る意見の聴取 (2件) (県土整備・建築指導課) 422
救急病院等の認定の一部改正 (健康医療・医療課)	419	開発行為に関する工事の完了 (横須賀土木事務所) 422
都市計画事業の認可 (県土整備・都市計画課)	420	地方公務員共済組合の決算の要旨 422
○東部漁港事務所長告示		
漁港漁場整備法第39条の2第6項の規定に基づく告示	420	
○公告		

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

規 則

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 7 月 17 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第63号

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則 (平成21年神奈川県規則第73号) の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

(事業活動温暖化対策計画書等の提出期限の特例)

6 令和2年度を特定大規模事業者となった日の属する年度 (計画期間の2年度目以後の各年度を除く。) とする第3条第1項の事業活動温暖化対策計画書 (特定大規模事業者用) の提出に係る同条第2項の規定の適用については、同項中「7月31日」とあるのは、「9月30日」とする。

7 令和2年度を第3条第11項の事業活動温暖化対策計画書 (中小規模事業者等用) を提出する日の属する年度とする当該提出に係る同項の規定の適用については、同項中「7月31日」とあるのは、「9月30日」とする。

8 令和2年度を第4条第1項の排出状況報告書 (特定大規模事業者用) 又は排出状況報告書 (中小規模事業者等用) を提出する日の属する年度とする当該提出に係る同条第6項の規定の適用については、同項中「7月31日」とあるのは、「9月30日」とする。

9 令和2年度を最終年度の翌年度とする第5条第2項の結果報

告書 (特定大規模事業者用) 又は結果報告書 (中小規模事業者等用) の提出に係る同条第1項の規定の適用については、同項中「7月31日」とあるのは、「9月30日」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

神奈川県告示第292号

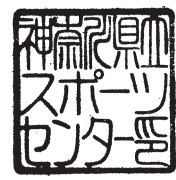
次に掲げる公印を新調し、令和2年7月1日からその使用を開始した。

令和 2 年 7 月 17 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(公印名)

神奈川県立スポーツセンター印



神奈川県告示第293号

救急病院等の認定 (平成元年神奈川県告示第580号) の一部を次のように改正する。

令和 2 年 7 月 17 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表帝京大学医学部附属溝口病院の項を削り、同表に次のように加える。

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一
印刷
横浜市鶴見区矢向三一五一二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一三五〇八

この公報は再生紙を使用しています

帝京大学医学部附属 溝口病院	川崎市高津区二子 5 - 1 の 1	令和 2 年 5 月 22 日から 令和 5 年 5 月 21 日まで
-------------------	-----------------------	--

神奈川県東部漁港事務所長 廣 瀬 茂

神奈川県告示第294号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和2年7月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 施行者の名称
相模原市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
相模原都市計画道路事業 3・3・3 号相模原町田線
- 3 事業施行期間
令和2年7月17日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
相模原市南区麻溝台字いの原、麻溝台一丁目及び北里一丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

東部漁港事務所長告示

神奈川県東部漁港事務所長告示第2号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第5項の規定に基づき、1に掲げる船舶を保管したので、所有者等に対し当該船舶を返還するため、同条第6項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和2年7月17日

1 保管した船舶

名称又は種類	形状等	数量	放置されていた場所
ボート	F R P 製、船体白色、エンジンなし	1 隻	諸磯 1 号船揚場（三浦市三崎町諸磯1, 871番地先）
ボート	F R P 製、船体白色、エンジンなし	1 隻	三浦浄苑下（三浦市海外町4, 249番 5 地先）
ボート	F R P 製、船体黄色、エンジンなし	1 隻	三浦浄苑下（三浦市海外町4, 249番 5 地先）
ボート	F R P 製、船体白色、エンジンなし	1 隻	三浦浄苑下（三浦市海外町4, 249番 5 地先）
ボート	F R P 製、船体白色、エンジンなし	1 隻	三浦浄苑下（三浦市海外町4, 249番 5 地先）

2 保管した船舶を除却した日時

令和2年5月27日 午前8時30分

3 保管した船舶の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 保管を始めた日時

令和2年5月27日 午後0時15分

(2) 保管の場所

三浦市三崎町城ヶ島養老子 城ヶ島放置艇仮置き場

4 保管した船舶の返還

(1) 受付場所

三浦市晴海町1番7号 神奈川県東部漁港事務所漁港課（電話 (046) 882-1232）

(2) 受付期間

令和2年7月17日から同年11月27日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 受付時間

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(4) 必要書類

当該船舶の所有者等であることを示す書類等

公 告

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更認証申請がありましたので、次のとおり公告します。

令和2年7月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和2年6月19日	特定非営利活動法人地域福祉を考える会	端山 清	伊勢原市田中256番地の1-301	この法人は、高齢者、障害者及び子どもが心豊かな日常生活を営むことのできるための地域福祉活動及び啓発事業等を行い、もって社会福祉に寄与することを目的とする。
令和2年6月30日	特定非営利活動法人わーくあーつ	横溝 茂行	厚木市幸町10番18号	この会は、在宅精神障がい者に対して、就労支援に関する事業を行い、精神障がい者の自立した生活の確立に寄与することを目的とする。

令和2年7月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

都市計画法第20条第1項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区寺家町居谷戸特別緑地保全地区

2 縦覧場所
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第20条第1項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和2年7月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区阿久和南一丁目藤ヶ谷特別緑地保全地区

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第20条第1項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和2年7月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画地区計画都筑川向町南耕地地区地区計画

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和2年7月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画用途地域

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和2年7月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画高度地区

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第

1項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和2年7月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区恩田町特別緑地保全地区

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和2年7月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区岡津町金堀谷特別緑地保全地区

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和2年7月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画一団地の住宅施設若葉台一団地の住宅施設

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和2年7月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画土地区画整理事業川向町南耕地地区土地区画整理事業

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

土地区画整理法第29条第1項の規定により伊勢原市東部第二土地区画整理組合から、次のとおり理事の氏名及び住所の届出がありました。

令和2年7月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

氏 名	住 所
杉 田 和 雄	伊勢原市下糟屋2, 397番地
白 鳥 稔	伊勢原市高森1, 337番地
飯 島 正 一	海老名市河原口一丁目 7 番16号
野 崎 宏	伊勢原市高森1, 488番地
増 井 正 明	伊勢原市下糟屋2, 381番地
近 藤 哲 朗	伊勢原市高森 2 丁目19番 6 号
能 條 信 行	伊勢原市神戸498番地の28

建築基準法第48条第15項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

令和 2 年 7 月 17 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

建築計画の場所	足柄上郡開成町吉田島字山道下2, 489の 2
申請者	横浜市中区日本大通 1 神奈川県知事 黒岩 祐治
意見の聴取を行う事項	第一種住居地域内に合同庁舎を建築 (増築) する件
抵触事項	建築基準法第48条第 5 項
日 時	令和 2 年 7 月 28 日 (火) 午後 2 時から
場 所	足柄上郡松田町松田惣領2, 037 松田町民文化センター 大ホール

建築基準法第48条第15項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

令和 2 年 7 月 17 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

建築計画の場所	綾瀬市早川字上原2, 724の 6 ほか 2 筆
申請者	東京都千代田区有楽町一丁目12番 1 号 新有楽町ビル 8 階 株式会社 I H I ビジネスサポート 代表取締役 小山 靖
意見の聴取を行う事項	工業専用地域内に物品販売業を営む店舗を建築 (新築) する件
抵触事項	建築基準法第48条第13項
日 時	令和 2 年 7 月 30 日 (木) 午後 2 時から
場 所	綾瀬市早川550番地 綾瀬市役所 事務棟 7 階 市民展示ホール

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 2 年 7 月 17 日

神奈川県横須賀土木事務所長 峯 村 徹 哉

開発区域に含まれる地域の名称	三浦市南下浦町松輪字谷戸1, 685の 3
開発区域の面積	399.99平方メートル
開発許可を受けた者の住所	三浦市南下浦町上宮田467の 1 ファミール森崎 B-101
開発許可を受けた者の氏名	杉野 巧
開発許可年月日及び許可番号	令和 2 年 5 月 22 日 神奈川県指令須土第610005号

地方公務員等共済組合法第22条第 3 項の規定により、神奈川県市町村職員共済組合の令和元年度の決算の要旨を公告します。

令和 2 年 7 月 17 日

神奈川県市町村職員共済組合

理事長 遠 藤 三 紀 夫

1 損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金預託金管理	経過的長期預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	財 形
負 担 金	9,860,092	29,881,555	1,551,376	236,856			367,798	369,989					
	掛 金	9,967,962	18,911,222	1,551,431				362,044					
収									353,810				
補 助 金													
連 合 会 交 付 金	27						163,640	45			420		
利 息 及 び 配 当 金	258				30,647	3,116	68	1,357	4,128	2,414,154	225	12,409	
そ の 他 の 収 入	1,391,073						4		306	430	52,420	8,440	35
入							71,676		90,716				
他 経 理 か ら 繰 入													
前 年 度 支 払 準 備 金	1,374,187												
計	22,593,599	48,792,777	3,102,808	236,856	30,647	3,116	603,186	733,435	448,961	2,414,584	53,066	20,849	35

支	給 付	9,321,629											
	役 員 給 与						194,771	33,204	48,899	27,296	12,024		
	旅 費 ・ 事 務 費						23,333	3,712	2,546	6,578	1,661	1,413	
	商 品 仕 入								6,684				
	飲 食 材 料 費								51,246				
	委 託 費						21,265	22,704	104,389	4,458	754	754	
	委 託 管 理 費								63,202				
	減 価 償 却 費						153	8	82,519	11	11		
	支 払 利 息					30,647	3,116			2,267,293	21,457	9,189	35
	連 合 会 払 込 金	275,918									2,744		
	負 担 金 ・ 掛 金 払 込 金		48,792,777	3,102,808	236,856								
	出	前 期 高 齢 者 納 付 金	2,915,972										
	後 期 高 齢 者 支 援 金	4,487,722											
退 職 者 給 付 拠 出 金	433												
他 経 理 へ 繰 入	71,676						66		90,650				
そ の 他 の 支 出	3,538,013					113,879	600,289	107,743	11,419	4,956	7,077		
次 年 度 支 払 準 備 金	1,380,233												
事 務 費 負 担 金 払 込 金						163,466							
計	21,991,598	48,792,777	3,102,808	236,856	30,647	3,116	516,867	659,983	467,227	2,407,705	43,606	18,433	35
差 当 期 利 益 金 又 は 当 期 損 失 金 (△)	602,002						86,319	73,452	△ 18,267	6,879	9,459	2,416	

(注) 区分ごとに四捨五入しているため、計と一致しない場合があります。

2 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	厚 生 年 金 保 険	退 職 等 年 金	経 過 的 長 期	退 職 等 年 金 預 託 金 管 理	経 過 的 長 期 預 託 金 管 理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	財 形
資 産													
流 動 資 産	7,819,040	2,926,949	196,530	1,473	33,570	643,252	978,212	1,706,365	1,312,971	16,362,535	98,145	1,203,160	
固 定 資 産					2,884,000	7,423,106	145	16	1,558,328	157,847,603	3,916,938		3,845
繰 延 資 産													
資 産 合 計	7,819,040	2,926,949	196,530	1,473	2,917,570	8,066,358	978,357	1,706,381	2,871,299	174,210,138	4,015,083	1,203,160	3,845
負 債													
流 動 負 債	37,549	2,926,949	196,530	1,473			17,500	51,414	35,678	154,587,183	60	641	
固 定 負 債	1,380,233				2,917,570	8,066,358	258,539	59,919	70,535	72,018	2,008,519	951,000	3,845
負 債 合 計	1,417,783	2,926,949	196,530	1,473	2,917,570	8,066,358	276,040	111,334	106,213	154,659,201	2,008,579	951,641	3,845
純 資 産													
資 本 剰 余 金									2,494,400				
利 益 剰 余 金	6,401,257						702,317	1,595,048	270,686	19,550,937	2,006,504	251,518	
純 資 産 合 計	6,401,257						702,317	1,595,048	2,765,086	19,550,937	2,006,504	251,518	
負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,819,040	2,926,949	196,530	1,473	2,917,570	8,066,358	978,357	1,706,381	2,871,299	174,210,138	4,015,083	1,203,160	3,845

(注) 区分ごとに四捨五入しているため、計と一致しない場合があります。